

妊産婦安心出産支援事業実施要綱

1 目的

産婦人科医師の不足や地域偏在が問題となっている中、道内の一部地域においては、分娩可能な産科医療機関までの距離が遠く、妊産婦の心身両面の負担や経済的負担が大きいことから、健康診査や出産にかかる経費について支援することにより、安心して子どもを産むことができる環境づくりを推進する。

2 実施主体

この補助金の実施主体は、市町村とする。

3 対象者

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 北海道内の自治体に住民登録のある妊産婦であること。
- (2) 住民登録のある自宅から、医療機関に通って、妊産婦健康診査を受け、又は出産していること。
- (3) 市町村が作成した支援プランに基づいた妊婦健康診査を受けていること。

4 対象事業

(1) 健康診査への支援

ア 交通費

3の対象者が、医療機関（住民登録のある自宅から最寄りの分娩可能な医療機関まで25kmを超える場合に限る。）において、健康診査を受けた時に要した交通費に助成する。

イ 宿泊費

離島に在住する対象者が、島外の医療機関において、健康診査を受けた時に要した宿泊費に対し助成する。

(2) 出産への支援

ア 交通費

3の対象者が、分娩可能な医療機関（住民登録のある自宅から最寄りの分娩可能な医療機関まで25kmを超える場合に限る。）において、出産した時に要した交通費に助成する。

イ 宿泊費

3の対象者が、分娩可能な医療機関（住民登録のある自宅から最寄りの分娩可能な医療機関まで50kmを超える場合に限る。）で出産するために、直前の準備に要した宿泊費に対し助成する。

5 実施要件

(1) 期間

支援の対象となる健康診査の期間は、妊娠届出後出産までの健康診査及び産後概ね1カ月までの健康診査であること。

(2) 回数

支援の対象となる健康診査の回数は、1回の妊娠届出につき出産前14回、出産後1回を限度とし、出産直前の準備の回数は、1回の妊娠届出につき1

回とする。

(3) 宿泊日数

支援の対象となる宿泊は、健康診査については、1回につき1泊分とし、
出産直前の準備については、5泊分までとする。

6 支援の手続き

支援を受けようとする者は、対象事業の確認に必要な書類を添えて、実施主体に申請するものとする。

7 費用

道は、4の事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

8 その他

この実施要綱に定めるものの他、必要な事項は、別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年7月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年改正前の当該要綱の一部改正に伴う経過措置)

令和2年改正前の規定により対象となる妊産婦については、令和3年3月31日までの間、なお従前の例による取扱いをすることができるものとする。